

## 第2回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年5月28日 午前9時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 議場
- 3 出席委員 14名
 

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	5番	黒木優子
農業委員	6番	渡邊 恵	農業委員	7番	飯干浩一
農業委員	8番	米倉浩幸	農業委員	10番	太田保義
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	2番	田中春男
推進委員	4番	興梠千恵美	推進委員	5番	畦池港
推進委員	7番	渡邊巳鶴	推進委員	8番	木村俊一
- 4 欠席委員 4名
 

農業委員	4番	松本さとみ	農業委員	9番	坂本建吾
推進委員	3番	小笠秀哉	推進委員	6番	小貫峰重
- 5 議事内容
  - 議案第4号 農地法第3条の許可について
  - 議案第5号 農地法第5条の許可について
  - 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
  - 議案第7号 非農地証明の承認について

事務局長	ただ今から第2回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に3番と7番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第4号農地法第3条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号については議案第6号農用地利用集積計画の1番の案件と関連性があるため、同時に審議していただきたいと思います。 (議案第4号及び議案第6号の1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
米倉委員	議案第4号の案件について説明いたします。 借人は、貸人の息子の妻となります。申請地は9区の道の上地区となります。現在も利用している農地となります。 特に問題ないかと思しますのでよろしくをお願いします。
議長	次に議案第6号の1番について地元委員の説明をお願いします。
飯干(豊)委員	借人は先ほどの案件と同じ方になります。貸人は2区の者となりまして、申請地も2区にありまして、神社の裏にあり、数年前から借りてぶどうを栽培しております。 特に問題ないかと思しますのでよろしくをお願いします。
事務局	補足で説明させていただきます。 議案第4号と6号の1番の関連性について説明いたします。 2つの案件の借人が同じ人物でありまして、この方は新規就農者となります。今回の案件については新規就農の補助金を受けるうえで正式な土地の貸借手続きをとる必要があるため案件として挙がってきたものになります。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	新規就農者ということですが、世帯が農家で農業に携わっている人を新規就農者として捉えてよいものでしょうか。新規就農者というと別の仕事等をしてきた人が新たに就農するというイメージがあるのですが。
事務局	詳細については新規就農の担当に聞かないと正確なことは言えませんが、補助金の考え方でいえば、どのタイミングで経営主になったかどうかなどで考えるようです。例えば借人の名義で出荷されれば経営主として捉えられるというようなことです。今回で言えば貸人が経営主であり借人は経営に直接携わって

	おらず、今回新たに経営主として就農するため新規就農者という考え方になるようです。新規就農の補助金については町と県と国がありまして、今回は県の補助金を活用されるようです。補助条件や内容についてはそれぞれ違いますが詳細については把握しておりません。
太田委員	夫のほうではだめなのでしょうか。
藤田委員	夫のほうは以前ワイナリーに勤めておりましたが、数年前ワイナリーをやめてブドウを生産しており、すでに就農しているかと思います。
太田委員	県の補助金額はいくらでしょうか。
事務局	県は1年間で100万円だったかと思います。国は年150万円の5年間で750万円となり、町は年間60万となります。
太田委員	新規就農者として認定がおりたため今回の申請となったのでしょうか。
事務局	順番としては逆になります。新規就農者の認定のためには、どの土地で何の作物を作ることによってどのように収益を上げるかの数年計画を立てて、その計画どおりに進めるためにもまずは農業委員会で対象地の貸借の手続きをし、土地が使えることが決定したうえで新規就農者の認定のための審査会を開くという流れになります。
太田委員	承知しました。
議長	他に意見はないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第5号農地法第5条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第5号の1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
飯干(豊)委員	渡人と受人は親子関係にあります。家を建てるための申請ということで、現在の家が申請地の隣にありますが、災害危険区域ということもあり、家を新築できないため今回の申請地に建てることになったようです。申請地についてはミニトマトを作っておりました。なお、他の箇所も検討したようですが、川の近くで増水時に水没の危険性があるということなどから断念し、今回の申請地となったようです。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第5号の2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第5号の2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
黒木委員	申請地についてはすでに受人が利用しておりましたが、受人が土地を取得し倉庫兼店舗を建設する計画ということで今回申請されたものです。渡人は1人で住んでおり、荒れるよりもよいとのこと承諾されております。ゆくゆくは直販や農業体験の場所としても考えているようです。 問題ないかと思いますがよろしくお願ひいたします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第6号農用地利用集積計画の承認についてですが、1番の案件については先ほど審議しましたので2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第6号の2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。

事務局	<p>本日は担当委員が不在のため、事務局が説明いたします。</p> <p>受人は渡人の孫となります。受人が5年前から新規就農しており国の補助金を受けておりますが、その条件として、5年以内に所有権を移転しなければならず、今年度中に移転する必要があるため、今回申請があったものです。</p>
議長	<p>では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p>
全員	(全員挙手)
議長	<p>では承認とします。続きまして議案第6号の3番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(議案第6号の3番について説明)
議長	<p>では、担当委員の説明をお願いします。</p>
黒木委員	<p>渡人と受人については先ほどの5条の2番の案件と同じになりまして、申請地については5条案件の申請地の隣の茶畑になります。</p> <p>問題ないかと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p>
全員	(全員挙手)
議長	<p>では承認とします。続きまして議案第6号の4番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(議案第6号の4番について説明)
議長	<p>では、担当委員の説明をお願いします。</p>
米倉委員	<p>渡人と受人については、親子関係にあります。受人は現在、申請地において有機農業など頑張っております。</p> <p>特に問題ないかと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>事務局から補足させていただきます。</p> <p>本案件についても先ほどと同様に新規就農の補助金の関係上、所有権を移転する必要があるため申請があったものになります。</p>
議長	<p>では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p>
全員	(全員挙手)
議長	<p>では承認とします。続きまして議案第6号の5番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(議案第6号の5番について説明)
議長	<p>では、担当委員の説明をお願いします。</p>
木村委員	<p>渡人については数年前に足を悪くしたため近所の方が今回の申請地を耕作しておりましたが、昨年で耕作をやめており、利用予定がないことや受人の牛舎の近くということもあり、受人が買い受け、牛の飼料作として利用するということが付いたようです。</p> <p>特に問題ないかと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>では、この案件に意見のある方はお願いします。</p>
太田委員	<p>受人は最近、けっこうな農地を取得しているようですが、きちんと農地として利用しているのでしょうか。今回の申請地に建物を建てたり別の用途で使用する予定とかではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>受人については、多くの牛がおり、今後も増頭の計画があるようです。牛舎の近くの農地のほうが利用がしやすく、今回の申請地も飼料作ということで間違いありません。</p>
議長	<p>他に意見はないのでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p>
全員	(全員挙手)
議長	<p>では承認とします。続きまして議案第6号の6番について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	6番と7番については関連性があるため、同時に審議をお願いします。 (議案第6号の6番7番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
藤田委員	6番と7番の受人の法人が同じということですが、まず、7番の渡人が高齢ということもあり申請地の耕作が難しくなったため、今回の受人である法人の関係者A氏に相談があったようです。7番の渡人はA氏の叔父になります。7番の申請地を法人が買い受け利用するにあたり、土地の造成を行うということになったようですが、6番の申請地が7番の申請地の間に位置しているため、合わせて6番の渡人に話がいき、合意にいたったようです。特に問題ないかと思しますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
飯干(浩)委員	自分の地区と申請地が離れているということもあり、受人の法人をよく知らないのですが、この法人について何の作物を作っているかなどの経営状況等について説明をもらえないでしょうか。
事務局	作物についてはパプリカをメインに作っております。
太田委員	パプリカだけでしょうか。
事務局	パプリカを用いた加工品も作っております。
太田委員	特産センター等では見かけませんが、どこに卸してしているのでしょうか。
事務局	そこまでは把握できておりません。
藤田委員	独自の販路をもっているとは聞いたことがあります。
太田委員	代表者は誰なのでしょう。
事務局	A氏の妻となります。
太田委員	収益等はどうかしているのでしょうか。
事務局	年に1回法人調査がありまして、具体的な数字までは覚えておりませんが、ここ数年は概ね横ばいという回答だったと記憶しております。
飯干(浩)委員	それが分かれば大丈夫です。
畦池委員	6番の申請地は244㎡となっており面積が小さいのですが、わざわざ耕作するのでしょうか。
事務局	6番の申請地は7番の申請地の間にあるため、6番と7番を合わせて造成して利用するため問題はないかと思います。
議長	他に意見はないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第7号非農地証明の承認の1番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第7号の1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
渡邊(恵)委員	申請人については地元で食堂を営んでおり、93歳です。申請地について、神社の裏のほうに位置しており、写真のとおり杉山となっております。特に問題ないかと思しますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第7号の2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第7号の2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
渡邊(恵)委員	申請人については障がいのため本人との話はできておりませんが、地元の人に話を伺いました。申請地については〇〇地区の奥の方に位置しております。

	昔、砂利が流れこんだ際に耕作ができなくなり植林したようです。写真です でに地元の人が伐採しておりますが、写真のとおり申請地は耕作できるよ うな土地ではないため、非農地ということで問題ないかと思ひます。ご審議を お願いしします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いしします。
太田委員	写真にポツポツしたものがありますが、これは切り株ということでしょう か。
事務局	そうです。
太田委員	かなりの年数が経っているということによろしいでしょうか。
事務局	切られたあとであり、どのくらいの大ささが正確にわかりませんが、直近の 航空写真と資料の写真を見比べて、周りの杉山の大ささなどからかなりの年月 が経っていると判断させていただきました。
太田委員	写真の申請地の上部の点々も切り株ということですか。
事務局	そうです。
議長	他に意見はないでしょうか。なければ議決を取りたいと思ひます。賛成委員 の挙手をお願いしします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますで しょうか。なければ終了いたしします。
事務局長	以上を持ちまして、第2回五ヶ瀬町農業委員会を終了しします。

議事録署名人\_\_\_\_\_

議事録署名人\_\_\_\_\_